

◎新潟県告示第377号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、新潟県知事（十日町地域振興局長）から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があったので、同条第3項の規定により公示する。

平成28年3月25日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

- 1 作業種類 公共測量（県営中山間地域総合整備事業 清津里山地区（七川換地区）確定測量）
- 2 作業期間 平成27年9月14日から平成28年2月26日まで
- 3 作業地域 十日町市如来寺 ほか 地内